

矢吹町障害者活躍推進計画

機関名	矢吹町（町長部局）
任命権者	矢吹町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
矢吹町役場における障害者雇用に関する課題	<p>矢吹町においては、令和元年6月時点で、法定雇用率が未達成の状況にあり、令和2年1月～令和2年12月を計画期間とする障害者採用計画を作成し、法定雇用率達成に向け、採用活動を行っているところである。</p> <p>採用した障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、組織的に連携体制を構築していく必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時、人事記録等を基に、定着状況を把握し進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として企画総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、関係機関と連携し、情報を共有する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事考課面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>